

受入企業及び研修生各位

研修生が医療機関で受診する場合、研修生が所持する「AOTS 研修生の診療に関する証明書」(以下「医療カード」という)と「研修生個人別診療費請求書」及び「AOTS 研修生受診に際してのお願い」(医療カード添付)を持参の上、次の要領で受診をしてください。(院外処方の場合、薬局も同様の扱いとなります。)また、受診の際は受入企業の方のご同行をお願いします。

医療機関受付にて

「AOTS 研修生の診療に関する証明書」(医療カード)及び「AOTS 研修生受診に際してのお願い」を窓口にご提示ください。

注)研修期間中に発症した疾病、偶然の事故による受傷に要した治療費用で、初診又は受傷の日から 180 日以内の医療費用が対象となります。

「研修生個人別診療費請求書」に研修生氏名、症状、現認者氏名等必要事項をご記入の上窓口にご提出ください。

「医療カード」記載内容をご記入ください。

← 症状や発症日時等必要事項をご記入ください。

← 現認者は、同行者又は研修/生活指導者等をご記入ください。

医療費の支払い方法

1)医療機関に医療費を研修生等が直接支払わない場合

医療機関の格別なご厚意により窓口にて医療費を患者に請求せず、AOTS に「研修生個人別診療費請求書」を送付し医療費用を請求することで、後日保険会社から当該費用が医療機関に支払われます。(国民健康保険に加入の場合は本人負担額、未加入の場合は全額をご請求ください)従いまして、基本的には窓口でのお支払は発生しません。

2)研修生または受入企業が医療機関に診療費を支払う場合

窓口にて診療費の支払いを求められる場合もございます。そのときはお支払いをお願いします。(国民健康保険に加入の場合は本人負担額、未加入の場合は全額をお支払いください)

その場合は、「研修生個人別診療費請求書」を受入企業から AOTS にご送付いただくことで、保険会社から受入企業に診療費が支払われます。

＜診療費の請求方法＞

- ①同請求書の受入企業記入欄に傷病内容、現任者情報を記入する。
- ②同請求書の診療費請求者欄には受入企業名を、振込先には受入企業名義の口座を記入。
- ③同請求書に領収書(原本)を添付して AOTS に送付。
- ④翌月末に保険会社から指定口座に振り込まれます。

薬局の場合

処方箋により薬局に支払う薬剤費用も、上記同様に「研修生個人別診療費請求書」と「医療カード」及び「AOTS 研修生受診に際してのお願い」をご提示ください。

支払方法も同様です。但し、受入企業が薬局に薬剤費用を支払う場合、「研修生個人別診療費請求書」の現認者欄の余白に、初診日、傷病名に加えて受診した医療機関名を必ずご記入ください。

お問合せ先

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS) 研修・派遣業務部 受入経理グループ
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-12-5 白鶴ビル 4 階 TEL:03-3549-3053 FAX:03-3549-3055
URL:www.aots.jp